

令和5年度第1回宮城県建築審査会

日 時 令和5年11月14日（火）午後4時00分
場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県行政庁舎11階 1109会議室

次 第

1 開 会

2 審議事項

第1号議案

宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任について

第2号議案

建築基準法第85条第5項許可に係る事前同意基準の新設について

3 報告事項

（1）令和4年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果について

（2）建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について

（3）令和4年度第1回宮城県建築審査会第1号議案で審議された建築物の屋根形状の変更について

4 そ の 他

次回の建築審査会の開催予定について

令和6年1月9日（火）

宮城県行政庁舎9階 第一会議室

5 閉 会

会 議 議 事 録

事務局 定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
会議を開会する前に、委員の改選がございましたので、これについて御説明させていただきます。

令和5年8月31日をもちまして、高田委員が退任され、令和5年9月1日付けで、新たに伊藤委員が就任されました。委員の皆様には、令和5年9月1日付けで委嘱状が交付されておりますので、委嘱状を交付させていただきます。

(委嘱状の交付)

改めまして、各委員を紹介させていただきます。併せて、各委員の皆様から、一言ずつご挨拶いただきたいと思います。

(各委員の紹介)

続きまして、事務局の職員について紹介させていただきます。

(事務局員紹介)

<次第1 開会>

それでは、令和5年度第1回宮城県建築審査会を始めさせていただきます。
なお、委員の改選に伴い、新たな会長が選任されるまでの間、事務局で議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の定足数を確認いたします。本日は、委員7名の出席をいただいております。宮城県建築審査会条例第4条の規定による定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

会議の公開についてご説明いたします。宮城県建築審査会条例第6条の規定により、会議は公開としております。また、県の情報公開条例第19条においても、会議は公開するものと指定されておりますが、非開示情報等を含む事項について審議

する場合等であって会議の構成員の3分の2以上の多数で決定した時は非公開とすることができるとされております。

本日の審議事項は非開示情報が含まれないことから、事務局では公開により開催すると共に、発言者を明記した議事録について内容を議事録署名委員にご確認いただいた後にホームページで公開したいと考えておりますので、御承知願います。

傍聴者はありません。

<次第2 審議事項>

<第1号議案について>

第1号議案は、宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任についてでございます。会長及び会長代理は、建築基準法第81条第1項及び同第3項の規定により、各委員の互選により選任されることとなっております。

まず会長の選任につきまして、自薦、他薦を含めまして、どなたか御発言はございませんか。

角田委員 これまで会長を務めてこられました、風見委員に引き続きお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

事務局 ただいま、角田委員より、風見委員を会長にとの意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

事務局 御承認いただけましたので、風見委員に会長をお願いすることといたします。風見委員、会長就任よろしくお願いたします。会長、会長席に移動をお願いいたします。（会長が会長席に移動）

就任にあたりまして、一言、ご挨拶をお願いいたします。

会長 （会長より一言）

事務局 | それでは会長、審議の進行をお願いいたします。引き続き、会長代理の選任につ
きまして、よろしくお願いいたします。

会長 | それでは、さっそく、本日の議事に入ってまいりたいと思います。まず、最初
に会長代理の選任ということになりますが、自薦、他薦を含めまして、どなたか
御発言はございませんか。

高山委員 | 会長代理につきましても、これまでお務めしてこられた角田委員を推薦したい
と思いますが、皆様いかがでしょうか。

会長 | いかがでしょうか。

委員一同 | 異議なし。

会長 | ありがとうございます。
それでは、角田委員、引き続き御就任いただきよろしいでしょうか。
会長代理の就任にあたりまして、一言、ご挨拶をお願いいたします。

角田委員 | (角田委員より一言)

会長 | 引き続きよろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の指名>

議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。

本日の議事録の署名を、小山委員と佐藤委員にお願いします。

< 次第2 審議事項 >

審議する案件の概要について、事務局から説明願います。

<p>事務局 (課長)</p>	<p>本日審議いただく案件について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の次第をご覧ください。</p> <p>第1号議案の宮城県建築審査会会長及び会長代理の選任については、既にご審議いただきました。次に第2号議案は、建築基準法第85条第5項許可に係る事前同意基準の新設についてでございます。</p> <p>報告事項として3件ございます。一つ目は、令和4年度第3回宮城県建築審査会の議案の処理結果について、二つ目は、建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について、最後に、令和4年度第1回宮城県建築審査会第1号議案で審議された建築物の屋根形状の変更についての報告でございます。</p> <p>それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p><第2号議案の審議></p>
<p>事務局 (班長)</p>	<p>第2号議案について、事務局から説明願います。</p> <p>(第2号議案について説明)</p>
<p>会長</p>	<p>2号議案-2の中であった図ですけれども、ご覧のように、第5項の前段は審査会に諮り、今回の事前同意基準はその後の延長についての扱いということですね。応急仮設建築物について、存続期間の延長についての事前同意基準を設けて、審査会の同意を得ることなく許可、そして報告ということになります。また、2号議案-5にありますように、実際にどのような基準を設けるかということについては、これまでの規定の文言を再度適用したものですけれども、安全上、防火上、衛生上、また公益上やむを得ない場合ということですね。</p> <p>震災、台風19号以降、災害が多いのでこういうことがあるだろうと思いますので、議案としては妥当かと思いますが、ただ今の説明についてご質問はいかがでしょうか。</p>
<p>及川委員</p>	<p>説明の中で、安全上、防火上、衛生上支障がないという基準は東日本大震災での運用の基準を引用するとのことでしたが、どのような基準でしょうか？</p>

事務局 (スライドに運用基準を投影) 基準の一例ですが「安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること」の判断基準とありまして、例えば安全上ですと、建築士が設計・工事監理したもの又は構造計算により安全が確かめられたものであること。防火上ですと、例えば、防火地域内では外壁や軒裏の構造について延焼の恐れのある部分は防火構造以上であること、開口部については不燃材料で作られていること。屋根については不燃材料で覆われていること、その他の使用構造は不燃材料で作ること等と定めております。それから衛生上については、法第 19 条第 1 項から第 4 項に適合するということで、法第 19 条は敷地の衛生及び安全に関する規定になっていますので、こちらに適合するというような条件となっております。

会長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 やはり仮設ということで耐久性が一番不安かと思うのですが、その辺のチェックはされるのでしょうか？

事務局 まず許可をする際には構造的なチェックはして参りますし、延長許可をする際にも劣化具合等を確認しながら許可していく予定としております。

会長 審査会の同意を得ないということは報告事項になるということですが、その前の時点で、老朽化とかこの基準に照らし合わせて、ケースバイケースも出てくるかもしれませんが、その基準について状況が変わらないことを証明するということがよね。その手順はちゃんと示していただく必要はありますよね。

事務局 劣化具合や公益的な理由が変わらないということにつきましては、基準の他に内規を定めまして、それで運用していくことを考えております。

会長 一度、審査会の同意を取った時の条件が変わるのであれば、逆にはまた同意が必要となるということですよね。だから報告事項に値するという事は、その条件が変わらない。今お聞きしましたのは、劣化もそうですけど、いろんな状況が変わってということがあると思うので、そこはケースバイケースでちゃんと見ていただい

て、特に公益性の問題については見ていかないといけないですね。

流れとしては、審査会の同意ということを経ることも重要ですが、基準に対する状況は変わらないと、そのことがしっかり確認された上で、報告という形で挙げるということですから、関心が緩むということではないと思います。

他にいかがでしょうか。

皆様のご質問を踏まえまして、本件について特にこれ以上ご質問がなければ、同意するという事に意義ありませんでしょうか。

委員一同 異議なし

会長 ご異議がないようですので、本件については同意することにしたいと思います。
以上をもちまして、本日の審理事項は終了させていただきます。

< 次第3 報告事項 >

次に、報告事項について、事務局から説明願います。

事務局 まず、令和4年度第3回宮城県建築審査会でご審議いただきました議案の処理結果について報告させていただきます。

(前回審査会の処理状況について報告)

次に、宮城県建築審査会事前同意基準に基づく許可状況について報告させていただきます。

(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

最後に、令和4年度第1回宮城県建築審査会第1号議案で審議された建築物の屋根形状の変更について報告させていただきます。

(屋根形状の変更について報告)

報告事項は、以上になります。

会長 事務局からの報告事項等について、ご質問等がありましたらお願いします。

最後の屋根形状の変更については審議を覚えている方もいらっしゃると思います

が、基本的には審査会としても用途に関する法第48条第1項ただし書きですの
で、よろしいかと思ひます。

以上、報告事項はこれでよろしければ終わりたいと思ひます。

続いて、その他に移ります。

< 次第4 その他 >

事務局 次回の開催日程についてご連絡いたします。次回は令和6年1月9日（火）午後
4時から、宮城県行政庁舎9階 第一会議室において開催を予定しております。

開催については、別途文書でご連絡いたします。以上でございます。

< 次第5 閉会 >

会長 以上で、本日の議事は終了といたします。